

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の  
時間外勤務手当及び休日勤務手当に関する規則

平成6年6月8日

規則第4号

改正 平成17年5月規則第1号

令和3年11月 同 第1号

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当に関しては、三条市職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当に関する規則（平成17年三条市規則第30号）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成17年5月規則第1号）

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（令和3年11月規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。